

## 日本塑性加工学会 金型分科会規定

### (名称)

第1条 本会は、社団法人日本塑性加工学会（以下本学会と称す）金型分科会と称す

### (目的)

第2条 本分科会は、金型技術の研究・開発の発展を推進することを目的とする。

### (活動)

第3条 本分科会は、前条の目的を達成するため、委員による調査・研究・情報交換・討論・資料収集および普及・啓蒙などの活動を行う。

### (委員)

第4条 本分科会の委員は次のいずれかに該当し、本会より委嘱を受けた者とする。

(1) 非営利団体所属委員、即ち、学校・国公立研究機関等に所属する、本学会の正会員で、本学会の運営および活動に積極的に参加する個人。

(2) 営利団体所属委員、即ち、本学会の賛助会員である企業等に所属する会員または企業等に所属する正会員で、本学会の運営および活動に積極的に参加する個人。

### (入会、退会)

第5条 本分科会の委員となろうとする者または委員をやめようとする者は、本分科会に、所定の入会または退会届を提出し、委員総会の議を経て、本学会の委嘱または解嘱を受けるものとする。

(運営)

第6条 本分科会の運営は本学会の定款および細則に従う。

- 2.本分科会の事業方針・予算・規定その他の重要事項は委員総会の議決による。

(組織)

第7条 本分科会に主査、幹事ならびに運営委員若干名を置く。

- 2.主査、幹事および運営委員は、本分科会委員の中から選出され、本分科会の運営にあたる。

(経費)

第8条 本分科会の経費は、学会より交付される運営費、その他の収入による。

- 2.この他、本分科会は、本分科会が行う特定の研究・調査のために必要な経費を徴収することができる。

本規定は、分科会設立後、委員総会の議決を得て実施する。  
なお、事務局所在地は、原則として幹事の所属する職場の所在地に置く。

以上